

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ⑤

		ベビーシッターテキスト内容		
		章	節	項
共通項目	乳幼児の栄養	栄養と乳幼児の食事 食育について 在宅保育における食事のお世話		食生活のもつ意味 授乳(母乳とミルク) 離乳食 幼児の食事 食生活の実態とその問題点 食育の必要性 保育所、施設保育での食育の目標 在宅保育でできる食育 調乳・授乳のお世話 食事のお世話
	乳幼児の栄養			
	生活援助	在宅保育における保育技術 年齢別保育の意義 ほめ方・叱り方 生活の援助		ほめる心と叱る心 ほめ方・叱り方のポイント 保育者の育児方針としつけ 睡眠 排泄 入浴・清潔 抱っこ・おんぶ・ベビーカー 衣服 冷暖房
子どもの遊び	子どもの遊び	あそびのもつ意味 ベビーシッターのあそび 年齢別おもちゃとあそびのポイント 学童のあそび 絵本		大人のあそびとの違い あそびによって育つもの 充実したあそびとは あそびにおける大人の役割 ベビーシッターのあそびとは あそびにおける留意点 年齢別おもちゃとあそびのポイント 戸外での注意点 同行先でのあそび 複数の子どもとのあそび 友だちとのかわり 学習への取り組み ベビーシッターとの関係 学童期のあそび 絵本の読み聞かせのコツ 絵本の選び方 お薦めしたい本

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ⑥

		ファミリー・サポート・センター・テキスト内容		
		章	節	項
共 通 項 目	乳幼児の栄養	子どもの栄養と食生活	摂食機能・食事行動の発達 飲む・食べる意欲を育てる乳汁・食事の規則的な生活リズムの確立	摂食機能の発達 食べる技術の発達 規則的な生活リズムの確立 授乳・食事環境に対する配慮 「個」への対応 保育者の心構え 母乳栄養 人工栄養 授乳 哺乳びん・乳首 果汁・スープ 離乳の必要性 離乳に関する言葉の定義 離乳の進め方 離乳食の目安 離乳食の調理 ベビーフードについて 離乳食の与え方 幼児期栄養・食生活の特性 栄養・食事の基準 食品および調理に対する配慮 おやつ 幼児期にみられる摂食行動と食事の与え方 学童期の栄養・食生活の特徴
		離乳期の栄養	離乳期の栄養と食生活	
		幼児期の栄養	幼児期の栄養と食生活	
		学童期の栄養	学童期の栄養と食生活 体調の悪い時の食事 保護者への連絡	
		子どもの暮らしとケア	睡眠環境を整えること 衣服とその調節 排泄のケア 清潔 気分転換を大切に	子どもの眠り 睡眠と成長ホルモン 気持ちよい入眠のための取組 体温調節機能の発達 乳幼児に適した衣類 取組の目安 おむつから尿が外にでて行く感覚の体験を 入浴法の留意点 汚れやすいところをポイントに シャワー・霧吹きの活用 手洗いどうがい
子どもの遊び	子どもの遊び	子どもの遊び	遊びとは 遊びの要素 学習の機会としての遊び 集団保育施設における遊び 遊びを指導するということ	「遊び」の一般的な意味 ハイジンガによる遊びの定義 カイヨワ(R.Caillois)による遊びの4分類 カイヨワの分類が示唆するもの 学習と遊びの関係 0歳児～3歳未満児の遊び 3歳以上児の遊び 子どもの主体的学習と遊び 幼稚園教育要領における遊び 保育所保育指針における遊び 指導概念の問い合わせ 環境を通して行う指導 魅力的な遊び空間づくり

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ⑦

		ベビーシッターテキスト内容		
独 自 項	障害児の保育			
	ベビーシッター概論	ベビーシッターサービスの背景と現状 ベビーシッターと施設型保育との相違点 在宅保育の有効性と課題 社団法人全国ベビーシッター協会 認定ベビーシッターになるには	社会的背景 社会的役割 ベビーシッターの歴史 諸外国の在宅保育者事情 ベビーシッターサービスの現状 ベビーシッターの特徴 ベビーシッターと施設型保育との違い 在宅保育と施設保育 在宅保育の効果 ベビーシッターによる保育の有効性 在宅保育の課題 協会設立経緯及び沿革 事業の展開 協会会員の基本的要件 ベビーシッター業の自主基準	
	ベビーシッターサービスの類型	さまざまなベビーシッターサービス 産後ケア 病後保育 障害児保育 送迎保育、同行保育 多胎児(双生児)の保育 外国の子どもの保育 グループ保育	産後ケアサービスとは お母さんのケア 新生児のお世話 沐浴のお世話 家事支援のポイント 保育サービスにおける病後児保育の実態 病後児保育における在宅保育の優位性 子どもの健康状態と在宅保育サービスの範囲 「障害」をどう捉えるか いろいろな障害の特徴とかかわり方 障害児とあそび方 保護者とのかかわり方 ほかの機関との連携 送迎保育 同行保育  グループ保育とは 常設の保育士と臨時保育室 常設の保育室 イベント、臨時保育室	
	ベビーシッターのマネジメント	ベビーシッターのマネジメント リスクマネジメントと賠償補償 事業者とコーディネイターの役割	ベビーシッター業と法律問題 雇用の問題 事故が起こった場合の問題 クレーム処理について リスクマネジメントとは リスクマネジメントとリスクヘッジ どのような事故に責任が生じるのか 保育中の事故と損害賠償請求 法律と損害賠償責任保険 示談について ベビーシッター事業者の役割 今後、事業者に求められるもの 事業者に所属するベビーシッターとは コーディネイターの役割 ベビーシッターとコーディネイターのかかわり	
	ベビーシッター実務	ベビーシッターの仕事の流れ 事件・災害時の対策	訪問前 訪問当日 保育に入る前の手順 保育中の注意 不審者、連れ去り等への安全対策 災害時の注意事項	

社団法人全国ベビーシッター協会『改訂 ベビーシッター講座Ⅰ 理論編』2007年7月30日  
 社団法人全国ベビーシッター協会『改訂 ベビーシッター講座Ⅱ 実践編』2007年7月30日

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ⑧

		ファミリー・サポート・センター・テキスト内容	
独自項目	障害児の保育	<p>障害のある子どもの預かりについて</p> <p>子どもの障害の理解</p> <p>障害があると疑われる場合の対応 障害をもつ子どもとのかかわりと、預かるときの注意</p>	<p>発達障害 精神遅滞 ダウン症候群 自閉症 言語発達障害 運動機能の障害 軽度発達障害 脳性麻痺 低出生体重児</p>

### (3) 「遊び」、「事故防止」の記述内容の分析

本節では、ファミリー・サポート・センター事業の研修に用いられるテキストと、ベビーシッター事業の研修に用いられるテキストについて、具体的に二つのテーマを取り上げ、記述内容の比較を行い、その結果と考察について述べる。

比較する内容の一つ目は、内容の比較を行う二つのテキストで最も項目名称の差異が見られた「遊び」である。二つ目は「事故」である。事故に関する記述内容には、養成する団体が、子どもの安全を守るために子どもを預かる者に求められる最低限度の知識が現れると考えられる。それぞれに、章立ての比較、各章の内容の比較の順で結果と考察を述べる。

#### 1) 「遊び」の記述内容の比較

##### ① 章立ての比較と結果

ファミリー・サポートのテキストは全347ページの一冊であり、ベビーシッターのテキストは全528ページで「理論編」「実践編」の二冊に分かれている。

遊びに関する記述は、両テキストとも一章を使っている。章のタイトルも「子どもの遊び」・「子どものあそび」と同じである。その記述量は、ファミリー・サポートが335～347ページの13ページである。ベビーシッターのテキストは、「実践編」の252～288ページの37ページを使用している。

それぞれの構成について、表5-6に示す。

表5-6 遊びに関する内容比較

	ファミリー・サポートのテキスト	ベビーシッターのテキスト
内容の構成	<p>第10章 子どもの遊び</p> <p>1遊びとは 1 「遊び」の一般的な意味 2 ホイジンガによる遊びの定義     1 自発性     2 自己目的性     3 自己報酬性</p> <p>2遊びの要素 1 カイヨワによる遊びの4分類     1 アゴン（競争）     2 アレア（偶然）     3 ミミクリ（模擬）     4 イリンクス（めまい）</p> <p>3学習の機会としての遊び 1 学習と遊びの関係 2 0歳児～3歳未満児の遊び 3 3歳以上児の遊び 4 子どもの主体的学習と遊び</p> <p>4集団保育施設による遊び 1 幼稚園教育要領における遊び 2 保育所保育指針における遊び</p> <p>5遊びを指導するということ 1 指導概念の問い合わせ 2 環境を通して行う指導 3 魅力的な遊び空間づくり</p>	<p>第12章子どものあそび</p> <p>1 あそびのもつ意味 1 大人の遊びとの違い 2 遊びによって育つもの 3 充実した遊びとは 4 あそびにおける大人の役割</p> <p>2ベビーシッターのあそび 1 ベビーシッターのあそびとは 2 あそびにおける留意点</p> <p>3年齢別おもちゃとあそびのポイント 1 年齢別おもちゃとあそびのポイント 2 戸外での注意点 3 同行先での遊び 4 複数の子どもとのあそび     1 きょうだいなど年齢の違う子どもの遊び     2 グループ保育の遊び</p> <p>4学童のあそび 1 ともだちとのかかわり 2 学習への取り組み 3 ベビーシッターとの関係 4 学童期のあそび</p> <p>5絵本 1 絵本の読み聞かせのコツ 2 絵本の選び方 3 お薦めしたい本</p>

表5-6に示すように、子どもの遊びとその援助方法について、二つのテキストは全く異なる内容を取り上げている。

ファミリー・サポートのテキストは、1遊びとは、2遊びの要素、3学習の機会としての遊び、4集団保育施設による遊び、5遊びを指導するということの5つの節に分け、遊びの理論について説明を行っている。これに対して、ベビーシッター講座テキストは、遊びを「実践編」で説明を行い、1あそびのもつ意味、2ベビーシッターのあそび、3年齢別おもちゃとあそびのポイント、4学童のあそび、5絵本、の5つの節に分けている。

両テキストとも取り上げている内容は、遊びの意味のみである。ファミリー・サポートのテキストが、遊びの定義、要素、意義、法令における遊びなど、遊びに関連する一般的な知識を取り上げていることに対し、ベビーシッター講座は、戸外の遊び、同行先での遊び、異年齢の遊び、学童期のあそび、絵本の選び方など、受講者が実際にベビーシッターを行うにあたって必要となる遊びの知識を取り上げている。どちらも一時預かりを行う者を対象とした研修テキストでありながら、テキストが取り上げる内容には、ほとんど重なりが見られない。

## ②内容の比較と結果

ベビーシッターのテキストでは、大人がどのように遊びを援助するかについて4つの節を用い

て詳細に説明を行っている(表5-6)。ファミリー・サポートのテキストでは、子どもを預かる際の遊びの援助について、表5-7のように説明を行っている。これは、ファミリー・サポートのテキストの「第5節 遊びを指導するということ」「第3項 魅力的な遊び空間づくり」の全文である。テキストは遊びが生まれやすい空間についての建築学者の分類を紹介し、「これらのスペースのもつ機能、特徴を意図的、計画的に再生することは、遊びの指導にかかわる者にとって重要な役割である」とまとめている。

表5-7に示す内容は、公園や幼稚園・保育所の園庭を設計する者や、常時保育を行う保育室の設定を行う保育士には、重要な知識である。しかし、ファミリー・サポートの子どもを預かる会員が、自宅あるいは公共施設の会議室をこの知識を活用して遊び環境として整えることは困難であると考えられる。この知識を学ぶ受講者は、日常生活を行っている自宅や、会場設定に制限がある会議室で赤ちゃんや幼児を預かる。そこで「魅力的な遊び空間づくり」を行うために必要な知識は、一般家庭と会議室に用いるためには、より具体的な補足が必要であると思われる。

同様の内容は、ベビーシッターのテキストには、「第1節あそびのもつ意味」「第4項あそびにおける大人の役割」の一つに「環境を整える」として取り上げられている(表5-8)。同様の概念を、実践を想定した内容として記述していることがその特徴である。

表5－7 魅力的な遊び空間づくり（全文）ファミリー・サポートのテキスト

子どもが遊びを通して満足感や充足感を持つことを多くの大人は願っています。そのためには、子ども自身が「思わず遊びたくなるような」場所、空間が必要です。建築学者の仙田満は子どもの遊びが生まれやすい場所として次のような空間（スペース）があることを指摘しました。

- ①自然スペース（山・川・海などの自然環境豊かな場所）
- ②オープンスペース（広場）
- ③遊具スペース（遊具の周囲）
- ④道スペース（道路・路地裏）
- ⑤アジトスペース（子どもにとっての秘密基地）
- ⑥アナキースペース（危険な雰囲気がある場所）

これらのスペースは、かつては地域社会において日常的にその存在を見ることができました。ところが、都市化の進行にともなってその数は減少の一途をたどっています。とすれば、これらのスペースのもつ機能、特徴を意図的、計画的に再生することは、遊びの指導にかかわる者にとって重要な役割であると考えられます。

表5－8 環境を整える（全文）ベビーシッターのテキスト

危険のない場所、広い場所、狭い場所、穴蔵のような場所、自然のなか、また人工的な空間など、場所の状況によってあそびも選ばれ、イメージも広がります。広い意味では時間も環境の一部と考えられます。十分心ゆくまで遊べる時間、せかされない生活も大人の配慮によって実現するのではないかでしょうか。

そして、同様に大切なものとして、遊具があります。固定遊具のように大きいものから、ビーズのように小さいものまで、いろいろな遊具が子どもの自由に使えるように用意されていると、あそびはますます発展していきます。

## 2) 「事故」の記述内容の比較

### ① 章立ての比較と結果

事故の防止は、ファミリー・サポートのテキストは、「第6章 子どもの事故と安全」で34ページ(pp. 207~240)の説明が行われている。ベビーシッターのテキストは、理論編で「第6章 ベビーシッターのマネジメント」「第1節 ベビーシッターと法的責任」(pp. 200~203)と、実践編「第9章 在宅保育における健康管理と事故対策」「第2節 事故の予防と対応」(pp. 123~153)の合計34ページで説明されている。

それぞれの構成について、表5-9に示す。

両テキストで、共通して取り上げている内容は、事故の予防と、事故が発生した直後の応急処置の方法であった。

ファミリー・サポートのテキストが特に取り上げている内容は、子どもの事故の実態、子どもの事故原因、事故防止対策としての安全教育と運動能力の向上である。事故の実態では、年齢別に起きやすい事故について説明を行っている。安全教育と運動能力の向上では、家庭、保育園、幼稚園の安全教育の重要性や、家庭での遊びの機会と保育園・幼稚園・学校のカリキュラムが危機回避能力に重要な意味をもつことを指摘している。

ベビーシッターのテキストが特に取りあげている内容は、緊急時の対応である。特に、理論編「第6章 ベビーシッターのマネジメント」「第1節 ベビーシッターと法的責任」では、「過って幼児にけがをさせてしまった場合」、「保育中、幼児が病気になったり、死亡してしまった場合」にどのような責任が生じるかとともに、「ベビーシッターの事故報告書例」ではベビーシッターが

宅配便を取りに行った間にボタンを飲み込んでしまった事例の報告書が掲載されており、一読するだけで、子どもを預かる責任の重大さを感じる内容となっている。

### ② 事故の種類の比較と結果

二つのテキストに共通する記述には事故の予防と対応がある。ファミリー・サポートのテキスト「第6章 子どもの事故と安全」と、ベビーシッターのテキスト「第9章在宅保育における健康管理と事故対策 第2節事故の予防と対応」に取り上げられている事故の種類は表5-10の通りである。項が設けられているものを○、内容にわずかでも記載されているものは△、記載がないものを×で記入した。

共通して取り上げられている事故は、転倒・転落、誤飲、やけど、溺水であった。その他の事故については、テキストによって差異が見られた。

### ③ 事故の予防と対応の記述内容の比較と結果

次に一時的に子どもを預かる場合に、起きやすい事故の予防と対応について、両テキストの記述を比較する(表5-11)。

比較する内容は、児童福祉施設(主に保育所)で最も事故の発生頻度の高い転落・転倒・衝突・接触事故、事故の発生が子どもを預かる者の知識に依存し重症度が高いアレルギーのショック・誤嚥事故、家庭で起きやすい誤飲のうち緊急度が高く生命に危険を及ぼす異物による窒息事故、実際に一時的に預かる者による事故が発生した揺さぶられっこ症候群の5つを選択した。

表 5-9 子どもの事故に関する内容比較

	ファミリー・サポートのテキスト	ベビーシッターのテキスト
内容の構成	<p>第6章 子どもの事故と安全</p> <p>1 子どもの事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの事故の特徴           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの事故のもつ意味</li> <li>2 子どもの事故と障害</li> <li>3 子どもの未熟性と事故の特徴</li> <li>4 子どもの年齢別にみた事故</li> <li>5 事故多発傾向の子ども</li> </ul> </li> <li>2. 子どもの事故の原因           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 子どもと事故の原因分類</li> <li>2 潜在危険</li> <li>3. 「ヒヤット」「ハット」</li> </ul> </li> <li>2 事故防止対策と安全教育           <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 事故防止対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事故防止対策</li> <li>2 環境整備</li> <li>3 服装の注意</li> <li>4 持ち物のチェック</li> <li>5 チャイルドシート</li> </ul> </li> <li>2. 安全教育               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 安全教育の目的</li> <li>2 実際の安全教育の基本</li> <li>3 実際の安全教育</li> </ul> </li> <li>3. 運動能力の向上</li> </ul> </li> <li>3 応急処置           <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 応急処置の基本</li> <li>2. 応急処置の実際               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 けがの処置</li> <li>2 やけどの処置</li> <li>3 誤飲</li> <li>4 心肺蘇生</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>理論編 第6章</p> <p>ベビーシッターのマネジメント</p> <p>第1節 ベビーシッターと法的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3 事故が起った場合の問題</li> <li>1 過失責任の原則</li> <li>2 ベビーシッター事業者の責任</li> <li>3 具体例</li> <li>4 事故が行った場合の注意点</li> </ul> <p>実践編 第9章</p> <p>第2節 事故の予防と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの事故</li> <li>2 事故の回避・チェックポイント           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 屋内</li> <li>2 屋外</li> </ul> </li> <li>3 事故の対処法           <ul style="list-style-type: none"> <li>応急処置の実際</li> <li>4 心肺蘇生法</li> <li>各項目のポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>第3節 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの体調の急変と事故 の場合</li> <li>2 会社への報告</li> <li>3 保護者への連絡</li> </ul>

表 5-10 テキストに記載される事故の種類

事故の種類	ファミリー・サポート	ベビーシッター
転倒・転落	○	○
衝突・接触	○	—
誤嚥	○	△
誤飲	○	○
窒息（ふとん等）	△	○
目・耳・鼻の異物	—	○
やけど	○	○
溺水	○	○
ひきつけ（けいれん）	—	○
自転車・三輪車	△	○
自動車	△	○
熱中症	—	○
虫刺症・咬傷	—	○
感電	—	○
ガス中毒	—	○

表 5-11 事故の種類別の内容（要約）

		ファミリーサポートテキスト	ベビーシッターのテキスト
転落・転倒・衝突・接触	予防	居間・絨毯の端の状態、敷居の状態等のチェック。階段・すべり具合のチェック。廊下・すべりやすいかのチェック。階段に滑り止めを貼る。 からだの大きさに合わない衣服、不必要的飾りの多い洋服、大きめのサイズの靴等を避ける。子どもの持ち物のチェック。カバンのベルトの長さに留意。家具の角のチェック。pp.224-226	①玄関：玄関マット、玄関の段差等での転倒。②廊下、階段：すべりやすい廊下、段差のある廊下、階段、敷居等での転倒、落下。③家具類、柵の下がったベビーベッド、大人用ベッド、ソファー、ベビーラック、ベビーチェア等からの転落。④窓、ベランダ：開け放した窓、ベランダの柵を乗り越えて等の転落。⑤その他：クーハンが斜めになり赤ちゃんが床にずり落ちる、ウエストポーチに子どもを乗せていた時に、急に子どもが反り返り、頭から転落する。pp.125-126
	対応	応急処置をする人は、落ち着いて子どもに接することが何よりも大切で、子どもが安心できるように心配りが必要。養育者も、子どもの傷害に対処できるように、日頃から救急処置についての練習をすること、必要な救急器具・薬物の準備を怠らない。子どもの状態（生命の危険、重症の場合）が、家庭等で素人で対応できない場合は、救急車を要請することも必要。p.231	打撲・捻挫・脱臼・骨折・・局所の安静と冷却。頭部打撲・・大声で泣いてその後通常の機嫌にもどる程度の場合は打った部位を冷やしながら、様子を見る。保護者と会社に連絡し、1～2日間は注意を払うように依頼。何となくだるそう、話しかけても眠そうにする時、吐いた場合、顔色が白みをおびている場合等は、身体を横にして足を高くして寝かせて救急車を待つ。転落事故などの場合には、そのまま意識と呼吸状態を観察し、異常があれば身体は動かさないで救急車を要請をする。外力が強かったと考えられる場合には、症状がなくても病院を受診することをすすめる。胸部打撲・腹部打撲・・呼吸がつらそうだったり、顔面が蒼白だったりする場合には、すぐに受診。冷や汗をかいている様子や意識が低下している場合には、静かに寝かせて足を高く上げ、救急車を呼ぶ。（要約）pp.131～132
アレルギーのショック	予防	記述なし	アレルギーの原因、アレルゲンをよく聞いて、それを取り除くことが基本。子どもの生活している環境、保育者の身の回りのもの、また食物アレルギーならそれも含めて、環境の整備と清潔を心がけ、保育上の注意を保護者から聞く。p.120
	対応	記述なし	記述なし
誤嚥	予防	気管、気管支の異物で多いのは、ピーナッツ、碎いたチョコレートなど。3歳までの幼児にこうしたものを与えてはいけない。p.235	食べづらい食品の例・・⑧誤嚥・誤飲しやすいもの：こんにゃくゼリー・もち・ピーナッツ（第10章乳幼児の栄養）p.166

	対応	<p>呼吸器に入った物は、背中を強くたたいて出させる。(図説明) (気管、気管支の異物の除去には) 乳児では背部叩打法を、幼児ではハイムリッヒ法を行う。気管の異物の除去に、咳は効果的なので、咳が出ている場合には、その場で取ろうとしないで、専門医のいる施設に行って処置を受ける。咳が弱くなるとか、咳が出ないで呼吸困難のあるときは、救急車を依頼して、早く専門の医師のいるところに運ぶ。</p> <p>pp.235~237</p>	<p>②気管・気管支異物・・直後では背中を叩くと咳とともに出てくることもあるが、多くはぜんそくのような症状で咳込みがひどく、時には喘息として数日治療されることもある。麻酔の専門医がいる施設で全身麻酔をかけて摘出する。p.144</p>
異物の誤飲による窒息	予防	記述なし	食べづらい食品の例・・⑧誤嚥・誤飲みやすいもの：こんにゃくゼリー・もち・ピーナッツ（第10章乳幼児の栄養）p.166
	対応	<p>もち、ソーセージ、ゴム風船、ビニール袋などのどが塞がれ、呼吸困難におちいり、窒息のおそれのあるときには、術者の指を口の置くまで入れて舌の根元を下方に強く圧して吐かせる。異物がのどに見える場合には、指を深く入れて異物を引き出すようにして除去する。乳児や年少幼児では、頭が下向きになるよう患児を支えて左右の肩甲骨間を平手で4~5回叩く背部叩打法を行う。(図) 年長幼児では患児を後ろから抱きかかえるような格好で、一方のにぎりこぶしを患児のみぞおちに当て、もう一方の手でそれにぎりこぶしを握り3~4回強くすばやく腹部を上方に圧迫するハイムリッヒ法を行う。(図) どちらも出なければ、2~3回試みる。のどの異物が画びょう、魚の骨、おもちゃの破片などで、のどに見えるときは、先の丸いピンセットで注意深くつまみ出しますが、とれないときは無理をしないで、急いで耳鼻咽喉科医の処置を受ける。pp.235~236</p>	<p>飲み込んだり侵入した物の性状と、とどまった部位によって処置が異なる。①咽頭異物・・一歳未満の赤ちゃんはだきかかえて背中の中央で健康園の間を強く手掌の付け根で連続してたたく。出てこない場合あおむけにして胸骨の下半分のところをウ指2本で強く圧迫する。口のなかに異物が見えてきたらまんで取り出す。(図) 一歳以上では、子どもの背後から両腕を回し、片手のこぶしをミゾオチ（胃部）にあて、もう一方の手でこぶしを握り、後上方につきあげるように数回強く引き、腹部を思い切り圧迫して吐かせる。(図)</p> <p>③咽頭異物・・魚の骨や画鋲が刺さったときは耳鼻咽喉科での処置が必要。ご飯を丸飲みする方法は子どもではすすめられない。⑤窒息・・意識がなく、心肺停止状態の場合、異物が喉に詰まっていることがある。軌道の確保等の心肺蘇生を行い救急車を待つ。pp.142~144</p>
揺さぶられっこ症候群	予防	<p>暴力的に子どもを揺さぶることにより、脳血管の破綻を起こし、結果としてさまざまな脳障害を招く状態をいう。しかしながら、通常の扱いでは生じないことも強調しておくべき。とくに、首の座る前の乳児では気をつける。p.165</p>	<p>赤ちゃんの頭はまだしっかりと固定されていないので、どのような時にせよ赤ちゃんを強く叩くのはよくない。もし揺すったり叩いたりするなら、その時のリズムは、赤ちゃんと抱っこするものとの自然な一体感が感じられるようなリズム。これが昔からの子守唄のリズム。脳を守るためにも、赤ちゃんへの過激な動き、ことに瞬間的な力が加わるような動きは絶対に避けなければならない。pp.110~111（子どもに見られる病気の節）</p>
	対応	なし	なし

児童福祉施設の受診事故として最も発生率が高い転落・転倒・衝突・接触については、両テキストとも、予防・治療ともに記述されていた。予防では、両テキストともチェックリストを記載し、家庭内の事故を防ぐための知識が記載されていた。

アレルギーのショックは、呼吸困難、意識障害など生命の危険に及ぶ場合があり、予防できる事故である。子どもを預かる場で食事を提供する機会は多いが、アレルギーについての項は設けられていなかった。

誤嚥に関する記述は、両テキストとも予防で記述されているのは、ピーナッツであった。ベビーシッターのテキストでは、誤嚥・誤飲とまとめて乳幼児の栄養の章に一行書かれていた。異物の誤飲による窒息は、死亡事故につながる大変危険な事故である。しかしその予防については、両テキストともほとんど記述されていなかった。こんにゃくゼリー・もち以外にも窒息を起こしやすく、調理や与え方に注意が必要な食品があるが、それらは具体的に記載されていなかった。窒息したときの対応は両テキストとも図解とともに、詳細に説明が行われていた。

ここでは比較の対象として取り上げなかつたが、家庭内の薬品等の誤飲については、両テキストとも、詳細に説明が行われている。

揺さぶられっこ症候群は、2003年、世田谷区の保育ママが泣き止まない赤ちゃんに腹をたてて赤ちゃんを揺さぶり重症を負わせた事故が発生している。両テキストとも、揺さぶられっこ症候群は、病気の章に取り上げていた。両テキストとも、揺さぶられっこ症候群がどのような原因で起き、どのような症状が出るかについて詳細に記述されていた。しかし、どのように予防するかについての記述はなかった。事故には、預かる者による虐待がある。両テキストとも両親による虐待と虐待の通報や支援については記述されていたが、預かる者による虐待を予防するための怒りの対処等の知識や技術については、項目として取り上

げられていなかった。しかし、ベビーシッターのテキストでは、「ぐずって泣く乳幼児を寝かせるには」等、具体的な場面による指導方法が記述されており、預かる者が、子どもの対応に困り、怒りを感じる状態に陥らないように、遊びや生活指導全般に詳細な技術指導がテキストで行われていた。

#### (4) 考察

##### 1) テキスト執筆者の主観による研修内容

ファミリー・サポート・センターと、ベビーシッターの研修で用いられるテキストから「遊び」と「事故」に関する内容を比較した結果、団体・講師によってその内容には差異があることが明らかであった。子どもの遊びに関する内容にはほとんど共通する内容が見られなかった。一方が遊びの理論を取り上げていることに対して、一方は具体的な子どもとの遊び方を取り上げていた。子どもの事故防止に関する知識は、どのような事故の予防と対応について説明を行うかについては、二つの団体で差異が見られた。

子どもとどのように関わるか、子どもの安全をどのようにして守るかといった知識は、子どもを預かるうえで最低限度必要な知識であると考えられるが、この二つのテーマでも大きな差異が見られた。これは、子どもを預かるための知識には共通認識がなく、団体のテキスト編集者とテキストを記述する者の主観に左右されることを示している。

実際に研修が行われる場合には、講師によってこのテキストとは異なる内容を研修する場合が考えられる。二つの団体のテキスト調査の結果から、研修内容は、団体と講師によって大きな差異が生じることが推測された。

これらの結果は、研修モデルとして「子どもの遊び」、「子どもの事故」とテーマを示すだけでは、実際に子どもを預かるうえで必要となる知識や技術が教授されるとは限らないことを示してい

る。

その意味で、(財)女性労働協会、(社)全国ベビーシッター協会のような団体が、標準的な研修内容をテキストとして提供することによって、研修内容の目安を示すことは重要な意義を持っている。

本テキスト調査から、一時預かりの研修モデルには、具体的な最低限度の内容を盛り込む必要性が示唆された。保護者が安心して子どもを預け、子どもが安心・安全に保育を受けるためには、預かる者には、最低限度どのような知識が求められるのか、それらを詳細に検討することが、今後必要である。

## 2) 研究と実践の乖離

適切な食の支援は子育て支援となるが、不用意な飲食の提供は、子どもの病気や事故を引き起こす可能性が高い。特に乳幼児の誤飲と誤嚥は死亡につながる重大な事故であるが、その予防の知識はテキストでは必ずしも重視されていなかった。

「離乳食」の章には、誤飲・誤嚥に関する予防の記述はなく、「事故」の章には誤飲・誤嚥をさせないための食品の選び方や食べさせ方の留意点が記述されていない。これは、離乳食の章は、栄養の専門家が記述し、窒息事故が発生した後の対応については医療の専門家が記述しているためと考えられる。それぞれの学問の谷間となる「誤飲・誤嚥事故を防止するために、預かる者はどのようなことに留意すればよいのか」という知識は、それぞれの専門家によって説明されることは少ない。しかし誤飲・誤嚥の事故を防止するためには、その知識が最も重要な知識であると考えられる。

また、揺さぶられっ子症候群も、医学的には病気であり症状の説明として記述されるが、子どもを預かる者に必要な知識は、「泣き声で怒りを感じたときにどのように気持ちを静める方法があるか」という知識である。また、自分が怒りを感じそれを行動として表現しやすい人間であるか

どうかの自己洞察も必要であろう。

これらの知識は「保育」の専門領域であり、職務経験者が経験的に獲得する知識である。ベビーシッターテキストでは、対象のベビーシッター業務を知悉した経験者による記述が見られた。しかし、このような条件を満たす講師を各地域で探すことは現実的には困難であると考えられる。日本の場合、保育を教授する者のなかに、保育に関する専門知識と技術を持っているものはごく少数である。また、一時預かりの経験が長く高い技術を持つ保育者から、全体を整理して記述あるいは教授する保育者を探すこともまた難しい。日本では保育の研究者と実践者は分離しており、双方を兼ね備えたテキストの執筆者や研修講師を探すことは現実的に困難である。この現状からは、研究と実践領域にあわせた講師選択やテキスト記述にならざるを得ない。

実際に各地で行われる一時預かりの研修内容は、それを担当する講師の力量に依存する。研修のテーマや内容を示すことは、研修の質を保証するものとはなりえない。これは研修を行うことが必ずしも一時預かりの最低限度の質を保証するものではないことを示している。研修の限界をふまえたうえで、モデル研修の枠組みと内容を作成する必要があると考えられる。

## 4. まとめと次年度研究の課題

「一時・特定保育等実施要綱」では、保育士資格を持たない者を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを実施要件としている。パイロット事業の実施主体へのヒアリング結果から、12か所中5か所は、全員が保育士資格を有していた。事業の保育者に研修を実施していた所は8か所、未実施が4か所であった。保育士資格を有していない者を配置している事業のなかには、一時預かり事業の研修を行っていないという回答もあった。しかし、研修の必要性については、研修を実施していない場合も、全員が保

育士資格保持者を配置している場合にも認識されていた。

研修内容については「一時・特定保育等実施要綱」では、別表で一時預かり事業に限定した研修内容を示しているが、実際に一時預かり事業に限定した研修を行っていた自治体は、3か所であり、子育て広場や子育て支援全般に対する研修で対応している自治体が5か所であった。この調査結果からは、保護者から子どもを離して預かることを内容とする一時預かり事業と、保護者の交流促進と相談を主な内容とするつどいの広場事業、子育てサロン事業に従事する者とが「子育て支援者」として認識されており、それぞれの事業内容の差異によって必要となる研修内容が明確になっておらず、「子育て支援者研修」として同様の研修が行われていることが多いと認められた。一時預かりと広場のスタッフは同様の研修内容でいいと考え実施している場合と、一時預かりに特化した研修を行うことが予算や体制から実質的に困難であるために広場の研修を受講させていたり、また有資格者であるため、子育て支援の一般的な研修を受講させているという回答もあった。

パイロット事業では、半数以上の団体は、一時預かりを行うための研修を行わずに事業を実施している。研修内容は自治体に任せてほしいという意見もあった。これらの調査結果から、研修内容の義務付けと提示が最適な行政の技術的指導であるか検討を行う必要性も考えられた。研修以外の質を保証するシステムについても、今後検討することが必要であろう。

また、ヒアリングと先行研究調査からは、保護者・預かる者・運営者ともに、子どもを一時的に預ける・預かることに対する両価感情が垣間見られた。子どもを一時的に他人に預けることには、子どもの育ちへの良い効果が語られると同時に、子どもへの悪影響についての不安が語られていた。ヒアリングでは、一時預かりは、保護者の育児放棄をすすめるという批判があることについ

ても指摘された。

一時預かり事業で、保護者が得られる効果は、子どもと離れることによるリフレッシュ効果である。これは、一時預かりの保育の質がどれほど悪くても得られる効果といえる。しかし、保護者の継続的な心理的安定支援、親としての発達支援、子どもの育ちの支援、親子関係の支援については、保育の質がその効果を左右する。預かる者の質が悪い場合、その不用意な一言が保護者の育児不安を増やすこともあり、子どもが強い不安を感じる保育では、その後の親子関係を悪化させる場合も考えられる。

子どもを一時的に預かることには、メリット・ディメリットがある。この事業のメリットを高めるか、ディメリットを高めるかは、実際に一時預かりに携わる人の質に依存する。一時預かり事業を、子どもの健やかな育ちを促進し、保護者の子育てを支援する事業とするためには、実際に預かる人の質の担保が必要であり、質を担保するためのシステムが必要である。

質を担保するためのシステムとして保育士資格は全員が必要か、または一定の研修で預かることが望ましいのか、それらの検討は次年度に課題として残された。

次年度の研究課題として、質を担保するためのシステムとしての資格の検討と、研修内容の検討、その他の仕組みの検討がある。研修の検討では、子育て支援者に共通して求められる研修内容と、一時預かり事業に特に必要となる研修内容、保育士資格保持者であり経験者に必要な研修内容と、資格がない者に求められる研修内容を明確にすることが必要である。

次年度の研究では、実際の事業内容に特化した研修を組織的に行っている（社）全国ベビーシッター協会等関係団体へのヒアリングを行い、内容、講師等、研修の質をどのように確保しているか整理を行う。また実際にパイロット事業で一時預かりに従事する者に対してヒアリングを行い、一時預かりを行う者が求める研修内容を明らかにす

る。その結果をもとに、モデル研修を作成・実施し、受講者へのヒアリングなどの調査を行い、そ

の効果について検証を行うこととする。

(本章担当：橋本真紀、高山静子)

## 第6章 利用者の意識

一時預かりを利用するにあたり、子どもとその保護者は具体的にどのようなニーズや課題を抱えているのかということを、支援サービスの提供側がそれぞれの地域の実情に即して的確に把握することは、支援の有効性に大きく関わる。

本章では、一時預かりの利用者に焦点をあて、先行研究による調査および本研究における自治体・運営主体調査の結果をあわせて概観し、利用に関する意識と課題を探る。

### 1. 一時預かりを利用しない・できない理由 －先行研究の知見より

子育て支援の様々なサービスについて、それらを利用しない、あるいはできない理由について取り上げた研究が蓄積されつつある (e.g. 清水, 1995 ; 戸田・奥村, 2001 ; 加藤, 2002 ; 渡邊・田川, 2002 ; 松岡・櫻谷, 2004 ; 猿渡, 2004 ; 園田・無藤, 2005 ; 金子, 2007)。本節では一時預かり型の支援を中心に、これら先行研究の知見をふまえて、サービスを利用しない・できない理由を「利用者（主に母親）側の要因」と「サービス提供のあり方の要因」の両面から整理・検討する。

#### （1）利用者（主に母親）側の要因

##### 1) ニーズがない／感じていない

一時預かりを利用しない理由としてはまず、そもそも預ける必要性がない、あるいは感じていないことが考えられる。先行研究では、一時預かりの必要性がない、または感じていない状況として、「きょうだいと遊んでいる」「近所の家に行く」「仕事をしていないので必要ない」「子どもの面倒をしてくれる人がいる」「子育てにストレスをかんじていない」などが挙げられている。すなわち、支援を必要とする状況にないか、あったとしても子育て支援に頼らなくても家族や友人、地域

などによるサポートによって満たされているため、一時預かりを利用しないというケースである。

ただし、これらの場合には、子どもが同年代の他の子どもと遊ぶ機会を十分に持てているかという点では疑問が残る。

また、利用者自身が求めないからといって本当に支援の必要がないとは必ずしも言えないという指摘もある。子育て支援事業に参加しにくい人の特徴について探索的に検討した戸田・奥村 (2001) では、子育て支援事業に今後参加する意思のない母親は、育児ストレスの程度は相対的に低いものの、同時に家族に対する満足度や育児から得られる充実感も比較的低いことが示唆されている。

さらに、こうした結果をふまえて猿渡 (2004) は、子育て支援の場に現れない母親に大きな問題が潜在する可能性を指摘し、4歳未満の子どもを持つ母親を対象とした質問紙調査により、子育て支援サービスの利用状況と関連要因（母親の性格特性、子どもの特性など）との関係について検討している。その結果、母親の外向性が低い場合、すなわち性格特性として他者と積極的に関わりを持つことに難しさを備えている可能性がある場合に、育児場面の問題状況が深刻なケースにおいて支援の利用意図が高まらなかつたり、かえって低下する傾向が見られたことを報告している。また、抑うつや不安の程度が大きいほど支援の利用に抵抗や不信を感じたり利用する気力がなかつたりする傾向があること、子どもに対して否定的な感情を表出する程度が大きい母親ほど支援の利用に不便さを感じる傾向があることも示されている。これらのことから猿渡は、支援の必要性が高い母親が、性格特性などによっては反対に支援の場から遠ざかってしまうこともあることを指摘し、「援助する側がそのような母親を発見し、アクセスする支援体制が不可欠である」と提言している。

このような知見をふまえれば、一時預かりについても、直接支援を求めてこない家庭も視野に入れてより利用に結びつくサービス提供のあり方を考える必要があると言えるだろう。

## 2) 一時預かりがあることを知らない・情報の入手手段がわからない

一時預かりの利用ニーズがありながら利用できない理由としては、サービスそのものを知らなかつたり、具体的な情報に触れる機会がなく自ら入手する手段もわからない場合が考えられる。井上（1996）や藤澤（2001）などにおいても、「もっと広報・情報が必要（産院などで自宅近くの保育所を教えてもらう、育児相談窓口をつくる）」という利用者の要望が挙げられている。

また、松岡・櫻谷（2004）は、一時預かりを利用しにくい状況があったと回答した 60.6%のうち、その条件として「母親の気持ちの葛藤があった」とした者は 38.2%であったと報告している。すなわち、全体の 2 割強の母親が預けることに葛藤を感じて支援を「利用しにくい」としていると言える。その上で松岡らは、葛藤のある母親とない母親を比較した場合、「葛藤あり」群の母親はインターネットから情報を得ていた者が多い傾向の見られること、実際に預けた経験のない者が有意に多いことを明らかにした。実際の様子がわからなかつたりわかりにくかつたりするために、預けることに対して不安やためらいを感じ、その結果利用に結びつかない状況が示唆されている。利用を促すためには、情報提供の内容や手段に配慮することも重要であると考えられる。

## 3) 子どもを預けることに対する抵抗感

ニーズがあり、また一時預かり型の支援について知っていても、子どもを預けるということに対して抵抗感を抱くために利用しないとする母親も少なくない。先行研究において挙げられた「抵抗感」の内容は、「子どものことが心配」「周囲からの評価が気になる」「自身の子育てについての

価値観」「他の保護者とのつきあいへの否定的感情」に大別される。以下にそれぞれについての具体的な内容を示す。

### ①子どものことが心配

- ・安全面や衛生面への不安
- ・子どもの発達への悪影響が心配
- ・「子どもがかわいそう」と思った
- ・知らない人にわが子を預けることへの不安と後ろめたさがあった

### ②周囲からの評価が気になる

- ・「気分転換のため」という理由では理解が得られにくい
- ・愛情が薄い、自分勝手と見られるのではないかと思った、実際に言われた
- ・「子どもがかわいそう」と言われた
- ・「母親は子育てに専念するものだ」と言われた
- ・近所や家族の目が気になる

### ③自身の子育てに関する価値観

- ・子どもを預けてまで仕事、用事、リフレッシュをしたいと思わない
- ・他人の手を借りずに自分でやり遂げたい
- ・母親は子育てに専念するものだと思った

### ④他の保護者とのつきあいへの否定的感情

- ・他の母親への気遣いが面倒
- ・（保育所等の場合）入所児童・在園児の保護者に遠慮する

## 4) 保育内容への不満

最後に、実際に利用してみたが「よくなかった」「内容に不満があった」ために今後の利用を意図しないという意見も一部の調査に見られた。これらは、次に述べる「サービス提供のあり方における要因」を反映したものとも言えるだろう。

## （2）サービスのあり方における要因

一時預かり型の支援の利用ニーズがありながら、その提供の条件や環境などの面で利用者の要望にそぐわない場合について、先行研究に示され

ているその具体的な内容を以下に挙げる。あわせて、井上（1996）、藤澤（2001）、神山・清水（2000）などを基に、「利用しない・できない理由」と対応してどのような要望が利用者から寄せられているかについても示す。

#### 1) 情報

- ・入手しにくい
- ・内容が不十分
- ・保育中の様子についての報告や連絡を密にしてほしい

#### 2) 利便性

##### ①場所

- ・自宅から遠い
- ・徒歩で行ける距離にあるとよい
- ・駅の近くにあると送り迎えがしやすい
- ・交通機関の便利なところにあるとよい
- ・デパートに設けてほしい

##### ②利用時間

- ・保育日数を増やしてほしい
- ・預けられる時間を長くしてほしい（開所時間の延長、時間の制限をなくしてほしいなど）
- ・夜間に預けられるようにしてほしい（24時間体制など）
- ・短時間でも預けられるようにしてほしい

##### ③利用手続き

- ・手続きが煩雑なので簡略化してほしい
- ・即日、当日の急な依頼も受け入れてほしい

#### 3) 利用の確実性

- ・定員が少ない
- ・実施している施設が少ない
- ・常時受け入れられるように人員や設備を充実してほしい

#### 4) 支援の内容

##### ①預かりの対象

- ・きょうだい（小学生など）も一緒に預かってほ

しい

- ・障害のある子どもも受け入れてほしい（加配をしてほしい）
- ・病児・病後児も受け入れてほしい

##### ②保育者

- ・保育士と話せる場がほしい  
(育児不安があるとき、話することで楽になることがある／保育士の理解やアドバイスを得たい／子どもの成長などについてどうしたらいいかわからないときのサポートがほしい)

##### ③環境

- ・楽しく安定して生活できるよう環境を充実してほしい
  - ・安全面や衛生面に気をつけてほしい
- ④遊び・世話・活動の内容
- ・在園児から浮かないようにしてほしい
  - ・食事をさせてもらいたい

#### 5) 利用料金

- ・料金が高いので、より低料金で利用できるようにしてほしい

支援の提供のあり方については、利用者は主に利便性と確実性の面で利用の困難さを感じており、これらの向上を求める要望が多いと捉えられる。

以上をふまえて、先行研究に示されている一時預かりを利用しない・できない理由について、それぞれの要因を簡略化し図 6-1 に表す。

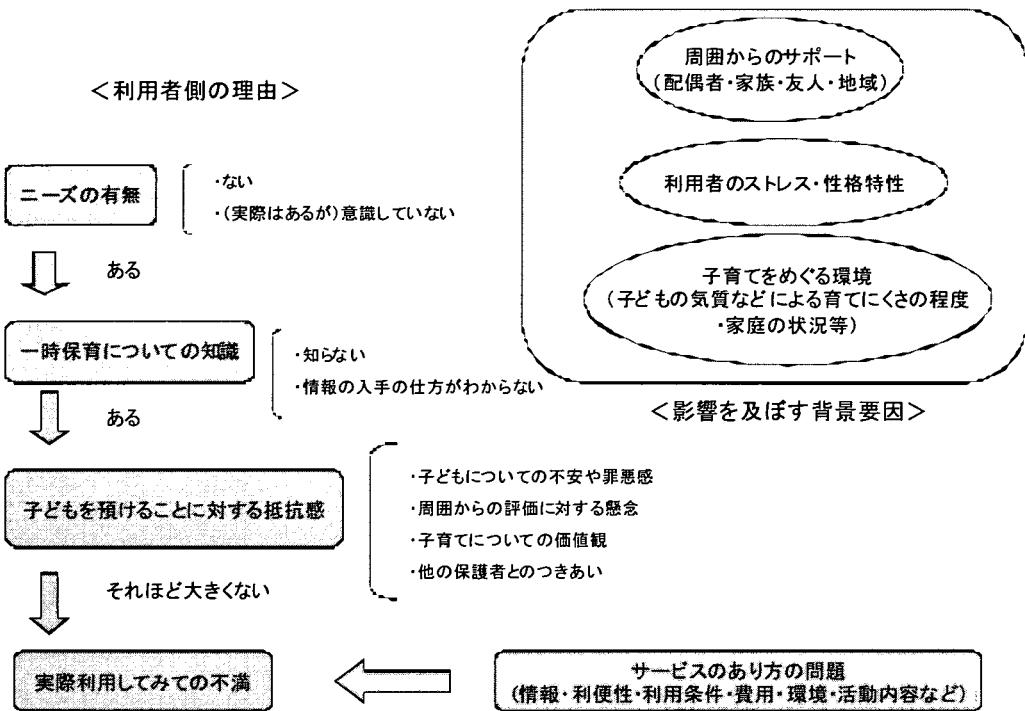


図 6-1 育児支援サービスを利用しない・できない理由（先行研究の知見から）

## 引用文献

- 猿渡知子 2004 母親による育児支援サービスの利用に関する諸要因 家庭教育研究所紀要, 26, 14-26.
- 藤澤彩 2001 幼稚園における預かり保育および子育て支援についてー母親へのアンケート調査を通してー 日本保育学会第 54 回大会発表論文集, 460-461.
- 井上裕子 1996 一時の保育事業における母親の意識と子どもの育ち 日本保育学会第 49 回大会発表論文集, 306-307.
- 加藤道代 2002 育児期の母親における育児資源活用に関する研究 日本発達心理学会第 13 回大会発表論文集, 83.
- 神山加奈・清水洋子 2000 保育委託へのニーズに添った育児支援に関する一考察ー乳幼児の母親の一時的な保育委託資源の活用実態からー 第 31 回日本看護学会集（地域看護）, 89-91.
- 金子恵美 2007 保育所等における子育て支援機能の充実に関する研究 財団法人こども未来財団平成 18 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書
- 松岡知子・櫻谷真理子 2004 保育所における一時保育を利用した母親の意識 立命館人間科学研究, 7, 13-24.

園田菜摘・無藤隆 2005 養育者の子育て状況と預かり保育への意識 山形大学紀要 人文科学, 15, 203-213.

戸田まり・奥村尚子 2001 子育て支援事業に参加しない母親の特徴 日本発達心理学会第 12 回大会発表論文集, 277.

渡邊絢・田川悦子 2002 預かり保育に関する母親の意識調査 日本保育学会第 55 回大会発表論文集, 404-405.

## 2. 利用者のニーズを自治体はどのように把握しているか

ここではヒアリング調査の結果から、既存の一時的保育事業の利用状況における課題や一時預かりの利用者から寄せられた苦情・要望等、利用者のニーズを自治体がどのように捉えているのかについて取り上げる。なお、運営主体が受けた利用者からの要望についてもあわせて示す。

## (1) 各自治体における他の一時的保育事業の問題点と課題

### ①一時保育

#### 【受け入れ体制が不十分】

- ・土日や祝祭日の実施がない。
- ・待機児童による利用のため、とびこみで気軽に利用することができない。
- ・パートタイム勤務をしている保護者の利用などにより、在宅子育て家庭の受け入れが難しい。
- ・実施か所が少なく、保護者の需要を満たしていない。
- ・幼稚園の一時保育（月1回）の希望者も多いが、夏休みは行っていないため、その間は他の場所へ希望者が殺到する。
- ・受け入れる側の保育所が手一杯という状況で受け入れが難しい。  
(保育室など施設の設備面、保育士の配置など人的面)
- ・0歳児の受け皿がない。
- ・利用の希望が多く、気軽に利用できる状況にない。

#### 【手続きの煩雑さにより利用しにくい】

- ・利用施設ごとにそれぞれ登録申請が必要である。
- ・乳児受け入れの際は診断書による健康状態の確認が必要である。
- ・「慣らし保育」をお願いしている。
- ・事前予約が必要である。

#### 【利用の要件がある】

- ・「保育に欠ける」ことを要件としており、就労の他、保護者の病気などが該当する。  
→過去のアンケート調査で、在宅子育て家庭の過半数がリフレッシュのための一時預かりの利用を希望していた。
- ・利用日数の制限がある。

### ②ファミリー・サポート・センター

#### 【需要と供給のバランスがとれていない】

- ・依頼会員に比べて協力会員の数が少なく、会員の確保が難しい。
- ・利用者の数は毎年増加し続けているが、提供会員の数には変化がない。

#### 【必要な時に気軽に利用することが難しい】

- ・社協の研修を受講して社協会員となって初めて利用会員・提供会員になれるというシステムをとっている  
(社協の自主事業)。

### ③病後児保育

#### 【料金が高い】

- ・専門職が一对一で保育するため、1時間1000円の料金設定である。